

はしがき

急増するニーズ・拡がる活躍フィールド

司法書士の業務分野は、高齢化社会や不況を反映し、従来の不動産登記業務に加えて格段に幅が広がりました。例えば、①認知症高齢者・知的障害者等の意思を補完するための後見人となる業務（成年後見制度）、②クレジット会社・サラ金等へ借金を返済できなくなってしまった方への相談業務（クレサラ問題）、③調停・仲裁など訴訟手続以外の紛争処理手続（ADR）での業務があります。

更に、2003年4月には改正司法書士法が施行され、これまで弁護士にだけ認められていた訴訟代理権が付与（簡易裁判所に限る）されました。これは紛争性のある事件について法律相談を受け、本人の代理人として法廷に出廷したり、弁論や証拠調べを行うなど様々な法廷活動を行ったり、相手方との和解に応じたりすることも可能となり、そのビジネスフィールドはますます大きくなります。

日本のホームロイヤーとして

司法書士は、司法サービスの規制緩和により弁護士と並ぶ法律家としての地位を築きつつあり、今後最も身近な法律家として国民に認識される日も近いことでしょう。確かに、法律家としての業務は重い責任を背負うこととなります。しかし、自らの考え・判断で報酬を得られる喜びを考えますと、一生の仕事とするにふさわしい職業といえるでしょう。

弊社では、司法試験をはじめとした法律系資格を目指される方を支援して参りました。これは知識社会といわれる21世紀の日本を支える人材育成のためです。中でも司法書士は活躍の場が広範で、最も魅力的な資格の一つといえます。

私どもは、皆さまが早期に合格を果たされご活躍されることを心より祈念致します。

過去問分析の意義

試験合格の勉強方法が、学問研究と根本において異なるのは、クリアすべき目標が明確になっていることです。学問の真理発見への途は永遠ですが、合格への途は出口のはっきりした、期限つきの道程にすぎません。そして、その出口＝ゴールは、過去問に示されているのです。過去問攻略が試験合格のための最も有効な手段であることは言うまでもありません。

本書の特長

本書は、司法書士試験における過去問分析の重要性に着目し、その徹底的な分析のうえに作成されました。以下の特長とします。

- ☆ 昭和56年以降平成20年までの過去28年分の過去問を掲載しました。
- ☆ 平成20年10月現在の改正に合わせて問題の修正、解説の改訂を行い、最新のものとなっています。なお、平成18年5月に制定された、いわゆる公益法人関連三法については、平成20年12月1日に施行が予定されており、本書作成時点では未施行ですが、昨年度までに掲載されていた民法法人に関する記載は可能な限り、一般社団法人及び一般財団法人に関する記載に改訂しています。
- ☆ 個々の問題肢の内容にとどまらず、関連事項を含め合理的に学習ができるよう、随所に図表を掲載するなど、解説を充実させています。
- ☆ 学習の便宜を考え、本試験問題を体系別に編集しました。
- ☆ 体系番号だけではなく、出題番号も明記することで出題年度順に問題を解くことができるようにしました。
- ☆ 切り離して使用できるよう問題と解説を表裏一体とし、解説も可能な限りコンパクトにまとめました。

本書利用の効果

- ☆ 本書で出題の範囲、出題の深さの程度が判明するので、効率的な学習が可能となり、短期で合格を勝ち取ることができます。
- ☆ 本書の利用とともに、実践的な演習講座として、「精撰答練」を併用すれば、より一層の効果が期待できます。

司法書士試験合格をめざす多くの方が本書を有効活用することにより、短期合格を果たされることを期待します。

2008年10月吉日

株式会社東京リーガルマインド
LEC 総合研究所 司法書士試験部

本書掲載の問題を解くにあたって

一 法改正等により、出題当時のままでは不適当な問題については、新法に則した修正を行い、問題文末尾に「(改)」と記載しています。また、法改正等により成立しなくなった問題は巻末の資料に掲載しています。本書作成時点において、新法による取扱いが判明していない論点に関する問題については、取扱いが不明である問題としています。

二 平成18年5月の会社法施行による本書の主な改訂方針は、以下のとおりです。

1 問題

会社法の施行により、過去の本試験問題も影響を受けることとなりますが、以下の方針に沿って本書の改訂を行うことによって、可能な限り問題を成立させました。

- ① 会社法で廃止された論点についての問題は、廃止論点を前提としたものを除いて、成立させています。
- ② 旧商法と同趣旨の会社法の制度については、会社法上の規定に置き換えて問題を成立させることにしています。
- ③ 出題当時は、すべての株式会社において、取締役会及び監査役が当然に置かれていたことから、本書中の株式会社については、会社法で規定されている取締役会設置会社であり、かつ監査役設置会社としています。なお、本書では、機関設計の相違によって問題の正誤が変わってくるものについては、「監査役を置く取締役会設置会社で、かつ、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めのない会社であるものとする」などの旨を特別に明示しています。
- ④ 問題文では、会社法上で規定された定義語をそのまま使用しています。
- ⑤ 本書においては、「募集株式」に自己株式の処分は含まれないことを前提に出題しています。
- ⑥ 会社法309条は、株主総会の決議要件を定めています。本書では、その決議要件を以下のように分類して出題しています。
 - ・普通決議→定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し（定足数）、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行われる決議
 - ・特別決議→議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し（定足数）、出席株主の議決権の3分の2以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）に当たる多数をもって行われなければならない決議

2 解説

前記の問題についての改訂方針を考慮して、解説では、以下のとおりの改訂方針をとることにしました。

- ① 平成21年度以降の司法書士試験に対応するため、可能な限り多様な機関設計に則した解説となっています。
- ② 本書においては、新法に対応させるため、改訂した問題が非常に多いことから、解説にその改訂の理由及び改訂箇所を掲載することを省略しています。
- ③ 会社法上で規定された定義語については、本書の巻末資料において「定義語一覧表」として掲載しています。
- ④ 会社法施行前の判例については、原文を確認し、新法下においても適用があると判断したものを「参照」形式で掲載しています。
- ⑤ 本書の解説中の「旧商法」とは、平成18年5月の会社法施行以前に施行されていた商法のことを指しています。なお、会社法の条文を根拠とした場合には、特に条文名は記載していません。

目次

第1編 商法	1
第1章 商法総則	〈体系問題1〉……………3
a 商業登記	……………3
b 商号	……………3
c 商業帳簿	……………13
d 商業使用人	……………15
第2章 商行為法	〈体系問題2〉……………25
a 商行為の意義と種類	……………25
b 商行為の通則	……………31
c 商行為の各則	……………
第2編 会社法	43
第1章 株式会社	……………45
第1節 株式会社の設立	〈体系問題3〉……………45
a 設立全般	……………45
b 定款の作成	……………85
c 発起人等の責任	……………99
d 設立無効及び不成立	……………105

第2節 株式	〈体系問題4〉	107
a 株主等の権利・義務		107
b 株主名簿		149
c 株式の譲渡等		153
d 株式の併合等		173
e 単元株式数		175
f 募集株式の発行等		177
g 株券		217
第3節 機関	〈体系問題5〉	223
a 株主総会		223
b 取締役・取締役会		301
c 監査役・監査役会		361
d 会計監査人		381
e 委員会及び執行役		383
f 機関全般		385
第4節 計算等	〈体系問題6〉	391
a 資本金の額等		391
b 剰余金の配当		431
第5節 事業譲渡	〈体系問題7〉	437
第6節 解散及び清算	〈体系問題8〉	441
第2章 持分会社	〈体系問題9〉	457
a 合名会社		457
b 合資会社		471
c 合同会社		
d 持分会社全般		481

第3章 社 債	〈体系問題 10〉	483
第4章 組織変更・組織再編	〈体系問題 11〉	513
a 組織変更		
b 合 併		513
c 会社分割		
d 株式交換・株式移転		545
第5章 会社法全般	〈体系問題 12〉	549
第3編 会社整備法		617
第1章 特例有限会社	〈体系問題 13〉	619
a 特例有限会社の株主の地位		623
b 機 関		631
c 特例有限会社全般		643
第2章 その他		

※過去出題のない項目についても、目次には体系として掲載しています。

☆本書の効果的活用法☆

2a-1 (56-37)

商行為の意義と種類

会社以外で次に掲げる者のうち、商人でないものはどれか。

- (1) 石灰石を採掘して、これを販売することを業としている者。
- (2) 客の依頼に応じて出張撮影をすることを業としている者。
- (3) 物品を質にとり、自己資金で金銭を貸しつけることを業としている者。
- (4) 自ら栽培している果樹園の一面に店舗を構えて、収穫した果物を販売することを業としている者。
- (5) 自宅の一室に基盤等を備えて暮会所とし、入場者から席料を徴収することを業としている者。

過去の問題を体系別に配列するとともに、出題年度と番号を併記して合理的学習を可能にする。

“正誤チェック”活用は、無駄を省くカギだ！
苦手部分の早期発見と絞り込み学習に効果的。

正誤 チェック	第1回	第2回	第3回	第4回

◆◇凡 例◇◆

2a-1 (56-37)

- ① 2aは、第2章〈体系問題2〉のa、商行為の意義と種類に属する問題であることを示す。
- ② 1は、第2章〈体系問題2〉のaの中の第1問の意味である。
- ③ 56-37は、昭和56年度本試験の第37問の意味である。

解答解説ページの表示は以下のとおりである。

重要度

A

知識型

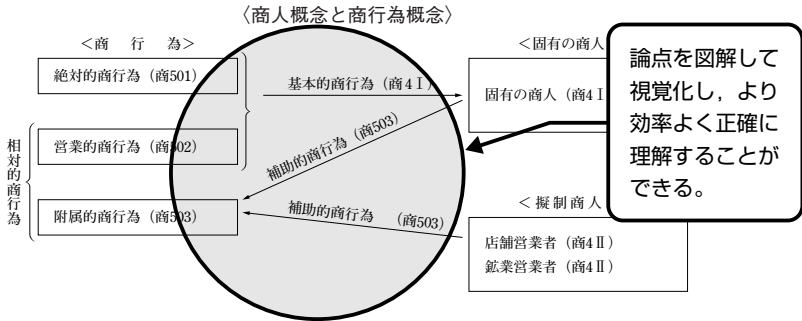
要 Check!

正解 (1)

2009年本試験において出題されそうな論点であることを示す。(LEC見解による)

知識型の問題と推論型の問題に大別している。

過去の出題頻度に基づき、重要度をA, B, Cの3ランクに分けて表示している。



(1) 商人である 石灰石の採掘・販売は鉱業営業 (商4 II) に該当し、商人性を有する。鉱業は、農・林・漁業と異なり個人で営む場合でも、通常大規模な企業設備をもって経営されることから、これを営む者を当然に商人とした。

(2) 商人である 客の依頼に応じて出張撮影をすることは、「撮影に関する行為」として営業的商行為 (商502 ⑥) となる。かかる商行為を自己の名をもって業とする者は、商人 (商4 I) である。

(3) 商人でない 本肢はいわゆる質屋業を行う者と考えられ、営業的商行為である銀行取引 (商502 ⑧) を行う者といえるかが問題となる。銀行取引とは、一方において金銭又は有価証券を受け入れる行為 (受信行為) をこれを需要者に給付する行為 (与信行為) とが併存することを要し、これが通説である。ところが、質屋業者は、与信行為のみがあり、そのため、銀行取引に当たらない。したがって、本肢の質屋業者は商人ではない。また、擬制商人でもない。

要点を押さえた詳細な解説により、効率よい学習が可能となる。

〈取締役・監査役・清算人の比較〉

	取締役	監査役	清算人
選任機関	株主総会 (329)	取締役と同じ (329)	定款・株主総会・法定・裁判所 (478)
選任決議	普通決議 (341) 定足数の制限あり (341) 累積投票あり (342)	普通決議 (341) 定足数の制限あり (341) 累積投票なし	普通決議 (309 I) 定足数の制限あり (309 I) 累積投票なし
員数	取締役会設置会社 →3人以上 (331 IV) 取締役会を置かない会社 →1人以上 (348 II 参照)	監査役設置会社 →1人以上 監査役会設置会社 →3人以上 (335 III) (注4)	1人又は2人 ただし、監査役では清算人とはならない
任期	332条 原則として選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで (注1) (注3)	336条 原則として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで (注3)	規定なし 清算終了の時まで

関連事項を網羅した図表により、出題可能性のある周辺論点をも一挙に修得することができる。

本書は表が問題、裏が解答解説という形式である。
裏面の正誤等が透けて見えてしまわないよう、巻末の黒の用紙をマシン目から切り取り、下敷きとして利用されることをおすすめする。

※ 本書の解説文中の()書き参考文献は、解説作成当時の版に基づいている。

会社法・商法索引

年度 問	S 56	S 57	S 58	S 59	S 60	S 61	S 62	S 63	H 元
27	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	5 a-1	8-2	12-2	12-3	5 a-6	6 a-5	9 a-2	4 a-2	3 a-4
30	13 c-1	※	2 b-1	3 a-2	3 a-3	※	6 a-7	2 a-3	6 b-2
31	8-1	9 a-1	5 a-4	※	1 b-2	5 a-7	4 a-1	12-6	10-3
32	4 f-1	※	3 a-1	4 e-1	11 b-2	2 a-2	13 c-4	5 a-10	5 b-9
33	1 d-1	1 c-1	13 c-2	5 a-5	4 d-1	2 b-2	12-5	6 a-9	2 b-3
34	6 a-1	3 c-1	13 b-1	5 b-4	※	5 b-6	4 f-4	13 c-5	5 b-10
35	12-1	3 d-1	4 c-1	4 f-2	12-4	3 b-3	11 b-3	9 b-2	11 b-4
36	4 b-1	※	5 b-2	6 a-3	5 b-5	6 a-6	※	5 b-7	13 b-3
37	2 a-1	5 b-1	6 b-1	10-1	4 f-3	9 b-1	4 b-2	4 a-3	4 a-4
38	※	11 b-1	5 b-3	8-3	10-2	5 c-2	1 d-2	5 b-8	4 c-2
39	5 a-2	3 b-2	1 b-1	13 b-2	5 c-1	1 b-3	5 c-3	※	9 b-3
40	3 b-1	4 g-1	5 a-3	13 c-3	6 a-4	5 a-8	5 a-9	3 b-4	※

年度 問	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10
27	—	—	—	10-5	13 b-4	12-10	3 a-8	6 a-15	3 a-9
28	—	—	—	5 a-13	4 f-7	※	12-11	※	11 b-6
29	4 a-5	※	4 a-7	※	5 a-15	4 c-4	4 a-10	※	5 a-21
30	4 g-2	12-7	5 a-11	9 a-6	5 a-16	4 a-9	5 a-19	7-1	4 a-12
31	11 b-5	8-4	※	13 c-7	5 b-14	5 a-18	5 a-20	4 a-11	4 f-8
32	4 f-5	1 b-5	5 a-12	3 a-6	12-9	5 c-5	6 a-14	12-13	※
33	6 a-10	6 a-11	4 g-3	6 a-12	4 a-8	10-6	1 d-3	※	4 a-13
34	1 b-4	3 b-5	13 c-6	4 f-6	3 a-7	13 b-5	13 c-8	5 b-15	5 c-6
35	5 b-11	9 a-4	※	5 a-14	5 a-17	9 b-4	12-12	13 a-2	13 a-3
36	13 a-1	12-8	3 a-5	—	—	—	—	—	—
37	5 c-4	4 a-6	※	—	—	—	—	—	—
38	※	5 b-12	8-5	—	—	—	—	—	—
39	※	10-4	5 b-13	—	—	—	—	—	—
40	9 a-3	4 c-3	9 a-5	—	—	—	—	—	—

* ※のついている問題については法改正により成立しなくなり、削除した問題です。

年度 問	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20
27	5 a - 22	※	※	1 d - 4	—	—	—	—	—	—
28	6 a - 16	12 - 15	5 b - 18	3 a - 11	12 - 18	4 c - 6	3 a - 13	6 a - 20	3 a - 15	3 a - 16
29	12 - 14	5 b - 16	11 b - 7	10 - 10	3 a - 12	12 - 19	10 - 11	12 - 24	4 f - 12	4 f - 14
30	6 a - 17	10 - 8	3 a - 10	5 b - 19	3 c - 2	5 a - 25	6 b - 3	4 a - 14	4 f - 13	4 f - 15
31	13 b - 6	6 a - 18	4 f - 10	11 b - 8	4 f - 11	5 c - 7	3 b - 6	5 b - 20	5 f - 2	4 a - 15
32	10 - 7	4 c - 5	5 a - 24	12 - 17	※	5 d - 1	12 - 22	3 a - 14	6 a - 21	5 a - 26
33	5 a - 23	7 - 2	6 a - 19	13 c - 10	13 c - 11	12 - 20	8 - 6	5 b - 21	8 - 7	5 b - 22
34	5 f - 1	5 b - 17	10 - 9	9 a - 7	5 e - 1	11 b - 9	4 c - 7	12 - 25	9 b - 5	5 f - 3
35	4 f - 9	13 c - 9	13 a - 4	2 b - 4	11 d - 1	12 - 21	12 - 23	5 c - 8	11 b - 10	9 d - 1
36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

* ※のついている問題については法改正により成立しなくなり、削除した問題です。

第1編

商法

商法總則
商行為法

甲が自己の商号を使用して営業を行うことを乙に対して許諾している場合に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。(改)

-
- (1) 丙が甲を当該営業を行う商人であると誤認して乙と取引をした場合でも、そのことにつき丙に過失があるときには、甲は、丙に対し、その取引から生じた債務について弁済の責めを負わない。
- (2) 乙がその使用を許諾された商号につき自ら商号の登記をしている場合には、丙が甲を当該営業を行う商人であると誤認して乙と取引をした場合でも、甲は、丙に対して、その取引から生じた債務について弁済の責めを負わない。
- (3) 丙が甲を当該営業を行う商人であると誤認して乙と取引をした場合において、甲が丙に対してその取引から生じた債務について弁済の責めを負うときには、乙は、丙に対して、その弁済の責めを負わない。
- (4) 乙が営業のため自動車を運転中、誤って丙を負傷させた場合において、その自動車に甲の商号が記載されていたため、丙が甲を当該営業を行う商人であると誤認したとしても、甲は、丙に対して、その事故によって生じた損害賠償債務について弁済の責めを負わない。
- (5) 乙の営業が甲の営業とその種類において異なっている場合には、丙が甲を当該営業を行う商人であると誤認して乙と取引をしたときでも、甲は、丙に対して、その取引から生じた債務について弁済の責めを負わない。
-

正 誤 チェック	第1回	第2回	第3回	第4回

- (1) 誤 甲が名板貸人（自己の商号を使用して営業又は事業を行うことを他人に許諾した商人）の責任（商14）を負うためには、第三者丙の誤認が必要である。ただし、丙に重過失がある場合には、甲はその責任を免れるとするのが判例である（最判昭41. 1. 27）。したがって、丙に軽過失があるにすぎないときは、甲は丙に対して名板貸人としての責任を負う。
- (2) 誤 名板貸人の責任の趣旨は取引の安全の見地から、営業の主体の誤認・混同を保護することにある。そして、他人の商号を自己の商号として商号権者の承諾を得て登記している場合でも、営業の主体の誤認・混同という問題を生ずる以上、同様に名板貸人の責任を認めてよい。
- (3) 誤 名板借人乙は自ら取引の効果を帰属させる意思で行為を行っている以上、取引当事者として当然に責任を負う。商法14条は取引安全の保護の見地から名板貸人の責任を特に認めたものであって、名板借人を免責するまでの意味を有しない。条文上も「連帯して」責任を負うとなっている。
- (4) 正 名板貸人は「取引によって生じた債務」について責任を負う。交通事故等の事実的不法行為に基づく損害賠償債務がそこに含まれるかについては、否定するのが判例（最判昭52. 12. 23）・通説である。商法14条に基づく名板貸人の責任は、名板借人の相手方に取引の主体を誤認させたことによるものであり、事実的不法行為の場合には、このような誤認と損害の発生との間に何らの因果関係もなく、名板貸人の責任を認め得ないからである。
- (5) 誤 名板借人の営業が名板貸人の営業と種類を異にする場合、名板貸人は原則として責任を負わないが、特段の事情があれば責任を負う（最判昭43. 6. 13）。本肢では特段の事情の有無が明らかではないので、甲は「弁済の責めを負わない」とはいえない。

《参考文献》

弥永・商法総則・商行為・33頁以下、S I・総則商行為・48頁以下参照。

商号に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。(改)

- (1) 商号が譲渡された場合、譲受人は、その登記をしなくても、悪意の第三者に対しては、その譲受けをもって対抗することができる。
- (2) 小商人は、その商号を登記することはできない。
- (3) 平成17年商法改正により削除。
- (4) 個人商人が数個の営業を営む場合は、その営業ごとに異なる商号を使用することができる。
- (5) 合名会社の商号中に退社員の氏又は氏名を用いている場合には、退社員は、会社に対し、その氏又は氏名の使用をやめるべきことを請求することができる。

〈成立しなくなった肢〉

- (3) 商号の登記をした者が、正当な事由がないのに2年間その商号を使用しないときは、商号を廃止したものとみなされ、その者が商号の廃止の登記をしないときは、利害関係人は、その登記の抹消を登記所に請求することができる。

正 誤 チェック	第1回	第2回	第3回	第4回

重要度 C

知識型

正解 (1)

- (1) 誤 商号の譲渡は、当事者間においては意思表示のみでその効力を生ずる。しかし、その譲渡を第三者に対抗するためには、商号譲渡の登記をしなければならない(商15Ⅱ)。そして、この場合、民法177条と同様に第三者の善意・悪意を問わない。商号も一種の財産権であり、登記によって公示することになっているからである。
- (2) 正 小商人とは、商人のうち、その営業のために使用する財産の価額が50万円を超えないものをいう(商7、商施規3Ⅱ)。そして、商法中、商業登記・商号・商業帳簿などに関する規定は、小商人には適用されない(商7)。小商人は、その営業の規模があまりに小さいことから、商法総則の規定をすべて適用すると、かえって過重になるからである。したがって、小商人はその商号を登記することはできない。
- (3) 平成17年商法改正により削除。
- (4) 正 個人商人が数個の営業を営む場合には、その営業ごとに異なる商号を使用することができる(大決大13.6.13)。商号は、商人が営業において自己を表すために用いる名称であり、本来その営業ごとに認められるものだからである。なお、会社の商号は、会社が単一の企業組織であることから、会社が数種の事業を行う場合であっても、1個の商号しか使用することができない(911-914参照)。
- (5) 正 合名会社の商号中に退社員の氏もしくは氏名又は名称を用いている場合には、退社員は、その氏もしくは氏名又は名称の使用をやめるべきことを請求することができる(613)。商号中に退社員の氏もしくは氏名又は名称を用いている場合に、これを放置しておく、その退社員が不作為による自稱行為があるとして、自稱社員の責任(589)を負わされるおそれがあるからである。

〈成立しなくなった肢〉

- (3) 旧商法においては、商号の登記をした者が正当な事由がないにもかかわらず、2年間商号を使用しないときは商号を廃止したものとみなすとされ(旧商30)、利害関係人はその登記の抹消を登記所に請求することができた(旧商31)。しかし、平成17年商法改正により、類似商号規制は廃止されたため、旧商法30条のみなし規定及び31条の抹消請求権を認める必要がなくなり、これらの規定は削除された。したがって、本肢は旧商法30条の商号廃止のみなし規定及び旧商法31条の抹消請求権があることを前提としているため、不成立とした。

《参考文献》

弥永・商法総則・商行為・33頁以下、SⅠ・総則商行為・48頁以下参照。

第2編

会社法

株式会社
持分会社
社債
組織変更・組織再編
会社法全般

株式会社の設立に関する次の(ア)から(オ)までの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記(1)から(5)までのうちどれか。(改)

- (ア) 發起設立にあつては、設立時発行株式についての出資に係る金銭の全額の払込みは、銀行又は信託会社に対してすることを要しない。
- (イ) 募集設立にあつては、発起人も設立時募集株式の一部を引き受けることができる。
- (ウ) 設立時募集株式の引受人は、設立時募集株式についての出資に係る金銭の全額の払込みをしないときには、それによって生じた損害を賠償する責めを負う。
- (エ) 発起人が作成した定款を創立総会において変更するには、招集の通知にこれを会議の目的とする旨を記載又は記録しておかなければならない。
- (オ) 発起人は、設立しようとする会社の成立前にその会社の名義をもって事業をしたときには、過料に処せられる。
- (1) (ア)(イ) (2) (ア)(エ) (3) (イ)(ウ) (4) (ウ)(オ) (5) (エ)(オ)

正 誤 チェック	第1回	第2回	第3回	第4回

発起設立は、発起人が設立時発行株式の全部を引き受ける方法により、本来、相互に人的関係のある少数の発起人だけで株式会社を設立するのに対し、募集設立は、発起人が設立時発行株式を引き受けるほか、設立時発行株式を引き受ける者の募集をする方法により、本来、発起人のほかに、人的関係のない多数の応募者を加えて株式会社を設立する。このことから、以下のような差異が生ずる。

〈発起設立と募集設立〉

	発 起 設 立	募 集 設 立
出 資 の 履 行	払込取扱場所は限定 (34 II) 出資の履行をしない場合、発起人がその出資の履行をしない発起人に対して、改めて出資の期日を定めて通知をし、その期日までに出資の履行をしないときは、設立時発行株式の株主となる権利を失う (36)	払込取扱場所は限定 (63 I) 発起人が出資の履行をしない場合、同左 設立時募集株式の引受人が出資の履行をしない場合、設立時発行株式の株主となる権利を失う (63 III)
取締役・監査役 の選任	原則として、発起人の議決権の過半数による (40 I)	原則として、創立総会での選任 (88)
変態設立事項 変更	裁判所が選任した検査役の報告に基づき裁判所が決定 (33 VII)	同左 なお、創立総会においても変態設立事項に関する規定の変更はできる (96)

(ア) 誤 発起設立の場合も、募集設立の場合と同様に、設立時発行株式についての出資に係る金銭の払込取扱機関は、発起人の定めた銀行等の払込取扱場所においてしなければならない (34 II・63 I)。

(イ) 正 募集設立、すなわち発起人が設立時発行株式を引き受けるほか、設立時発行株式を引き受ける者の募集をする方法は、不特定・多数の者に対する公募でも、縁故者のみに対する縁故募集でもよい。本肢のように発起人自身が募集に応ずることも制限はない (会社法規 8①参照、大判大 12. 5. 24)。

(ウ) 正 設立時募集株式の引受人は、設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間内に払込みをしないときは、当該払込みをすることにより設立時募集株式の株主となる権利を失う (63 III)。これは、会社成立後の募集株式の発行同様、設立時発行株式についても打切り発行が可能となったため、払込期日又は払込期間内に払込みのない株式については、当然に失権するということである。そして、旧商法においては、払込みを遅滞した株式引受人は、失権の有無にかかわらず損害賠償責任を負う (旧商 179 III) ものとされて

いたが、会社法においては、失権手続が廃止されたことによりこの規定が削除された。しかし、株式引受人に対する会社法上の損害賠償責任についての規定が削除されたからといって、株式引受人の払込みのないことによる民法上の債務不履行に基づく損害賠償責任（民415・419）を当然に免れるものではない。したがって、本肢は正しい。

○ (イ) 誤 創立総会の招集通知は、設立しようとする株式会社が取締役会設置会社である場合もしくは創立総会において書面又は電磁的方法による議決権行使を認める場合には、書面又は設立時株主の承諾を得て電磁的方法によりしなければならない（68ⅡⅢ）。そして、当該通知には創立総会の目的である事項を記載又は記録することを要する（68Ⅳ・67Ⅰ②）が、定款の変更や設立の廃止をする場合においては、招集通知には、特にその旨の記載又は記録がなされていることを必要としない（73Ⅳ但書）。創立総会においては、定款変更及び設立廃止のような決議を株式引受人は当然予想すべきだからである。

(オ) 正 会社の成立前は、会社は事業をする能力が認められていない。したがって、会社の成立前に、発起人が会社の名義で事業をするのを防止するため、過料の規定（979Ⅰ）がある。

以上から、誤っているものは(イ)(エ)であり、正解は(2)となる。

《参考文献》

弥永・会社法・271頁以下、江頭・株式会社法・55頁以下参照。

司法書士試験シリーズ

2009年版 司法書士試験 合格ゾーン 過去問題集 会社法・商法

1989年10月15日 第1版 第1刷発行

2008年10月30日 第13版 第1刷発行

編著者 ● 株式会社 東京リーガルマインド

LEC総合研究所 司法書士試験部

発行所 ● 株式会社 東京リーガルマインド

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10

アーバンネット中野ビル

☎03(5913)5011 (代表)

☎03(5913)6336 (出版部)

振替 00160-8-86652

www.lec.co.jp/

お問い合わせは出版部へお願いいたします。

印刷・製本 ● 広研印刷株式会社

©2008 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan

ISBN978-4-8449-7914-2

複製・頒布を禁じます。

本書の全部または一部を無断で複製・転載等することは、法律で認められた場合を除き、著作者及び出版者の権利侵害になりますので、その場合はあらかじめ弊社あてに許諾をお求めください。

なお、本書は個人の方々の学習目的で使用していただくために販売するものです。弊社と競合する営利目的での使用等は固くお断りいたします。

落丁・乱丁本は、送料弊社負担にてお取替えいたします。出版部までご連絡ください。